

平成29年第2回臨時会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

平 成 2 9 年 5 月 1 0 日 (水曜日)

議 事 日 程 (第 1 号)

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定の件
- 第 3 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて (四万十町税条例等の一部を改正する条例)
- 第 4 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて (四万十町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例)
- 第 5 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて (四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 第 6 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて (平成28年度四万十町一般会計補正予算 (第 5 号))
- 第 7 同意第 1 号 教育長の任命について
- 第 8 同意第 2 号 教育委員会委員の任命について
- 第 9 同意第 3 号 固定資産評価員の選任について
- 第10 議案第40号 四万十町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 第11 閉会中の継続調査申し出について

~~~~~

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

日程第 1 から日程第11まで

~~~~~

出 席 議 員 (18名)

1 番	橋 本 章 央 君	2 番	林 健 三 君
3 番	古 谷 幹 夫 君	4 番	緒 方 正 綱 君
5 番	岡 峯 久 雄 君	6 番	下 元 真 之 君
7 番	岩 井 優 之 介 君	8 番	水 間 淳 一 君
9 番	吉 村 アツ子 君	10 番	味 元 和 義 君

11番	下元昇君	12番	堀本伸一君
13番	榎野章君	14番	武田秀義君
15番	中屋康君	16番	西原眞衣君
17番	橋本保君	18番	酒井祥成君

~~~~~

欠席議員(0名)

~~~~~

説明のため出席した者

町長	中尾博憲君	副町長	森武士君
政策監	山脇光章君	会計管理者	樋口寛君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	清藤泰彦君	危機管理課長	野村和弘君
企画課長	敷地敬介君	農林水産課長	長谷部卓也君
にぎわい創出課長	植村有三君	税務課長	松田好文君
町民課長	細川理香君	建設課長	吉岡孝祐君
健康福祉課長	山本康雄君	環境水道課長	宮本彰一君
教育委員長	谷脇健司君	教育長	川上哲男君
教育次長	熊谷敏郎君	学校教育課長	西谷典生君
生涯学習課長	林瑞穂君	農業委員会事務局長	西谷久美君
代表監査委員	中岡全君	総務課財政班長	大元学君
政策監	田辺卓君		

大正地域振興局

局長兼地域振興課長	山本安弘君	町民生活課長	佐々木優子君
-----------	-------	--------	--------

十和地域振興局

局長兼地域振興課長	竹本英治君	町民生活課長	酒井弘恵君
-----------	-------	--------	-------

~~~~~

事務局職員出席者

|      |        |    |       |
|------|--------|----|-------|
| 事務局長 | 宮地正人君  | 次長 | 三宮佳子君 |
| 書記   | 國澤みやこ君 |    |       |

~~~~~

午前9時30分 開会

○議長（酒井祥成君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

ただいまより平成29年第2回四万十町議会臨時会を開会します。

町長から、4月1日付で平成29年度の定期異動による職員の配置換えを行ったので、関係職員の自己紹介をさせていただきたい旨の申し出がっております。

これを許可します。順次、自己紹介をお願いします。

政策監山脇光章君。

○政策監（山脇光章君） おはようございます。この度の異動によりまして、兼ねて人材育成推進センター所長を拝命いたしました政策監の山脇光章です。本年度もどうかよろしくお願ひいたします。

○議長（酒井祥成君） 会計管理者樋口寛君。

○会計管理者（樋口寛君） 4月1日付で、会計管理者兼会計管理室長を拝命しました樋口寛です。公金の管理に万全を尽くしてまいります。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（酒井祥成君） 総務課長清藤泰彦君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（清藤泰彦君） おはようございます。この4月より、総務課長兼選挙管理委員会事務局長を拝命いたしました清藤泰彦と申します。滑舌があまりよくありませんが、精いっぱい務めたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（酒井祥成君） にぎわい創出課長植村有三君。

○にぎわい創出課長（植村有三君） 失礼します。今回の人事異動でにぎわい創出課長を拝命しました植村有三です。にぎわい創出課は、以前の商工観光課で行ってございました商工業の振興、観光振興に加えまして、今回、新たに移住・定住、そしてふるさと納税の業務が加わってきました。今後、これらの業務に加えまして、地産外消を含めて一体的に取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（酒井祥成君） 建設課長吉岡孝祐君。

○建設課長（吉岡孝祐君） おはようございます。4月1日より、建設課副課長から建設課長に就任しました吉岡孝祐と言います。よろしくお願ひします。

○議長（酒井祥成君） 税務課長松田好文君。

○税務課長（松田好文君） おはようございます。4月1日より、税務課長を拝命いたし

ました松田好文と申します。よろしくお願ひします。公平公正な税務行政を目指して頑張りたいと思ひます。

○議長（酒井祥成君） 町民課長細川理香さん。

○町民課長（細川理香君） おはようござひます。4月の人事異動によりまして、町民課長を拝命いたしました細川理香です。力不足、そして経験不足な私ですけれども、町民の皆様が気軽に相談に来ることができる町民課を目指して頑張ります。皆様、どうぞよろしくお願ひします。

○議長（酒井祥成君） 学校教育課長西谷典生君。

○学校教育課長（西谷典生君） おはようござひます。4月より、学校教育課長を拝命いたしました西谷典生と申します。私は、子どもたちが、教育活動を通して人を思いやる心、そして学ぶ力など生きる力を身に付けることができるよう、教育環境の整備を行いたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（酒井祥成君） 生涯学習課長林瑞穂君。

○生涯学習課長（林瑞穂君） 皆さん、おはようござひます。生涯学習課長兼ふるさと未来館長兼勤労者体育センター所長兼図書館長兼美術館長を拝命いたしました林瑞穂と申します。子どもからお年寄りまで、幅広く生きる力と生きがいつくり頑張っていきたいと思ひます。どうかよろしくお願ひいたします。

○議長（酒井祥成君） 環境水道課長宮本彰一君。

○環境水道課長（宮本彰一君） 皆さん、おはようござひます。環境水道課長を拝命いたしました宮本彰一と申します。環境水道課は、従来の上下水道課に町民環境課にあった環境部門が一つになった課でございます。新しい課でございますが、一生懸命務めてまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

○議長（酒井祥成君） 大正地域振興局長山本安弘君。

○大正地域振興局長（山本安弘君） おはようござひます。4月から、大正地域振興局長兼大正地域振興課長を務めさせていただいております山本安弘でございます。新米の未熟者でございます。議員の皆様方のご指導、ご鞭撻をよろしくお願ひ申し上げます。よろしくお願ひします。

○議長（酒井祥成君） 十和町民生活課長酒井弘恵さん。

○十和町民生活課長（酒井弘恵君） おはようござひます。4月の異動によりまして、十和地域振興局副局長兼町民生活課長を務めさせていただきます酒井です。どうぞよろしく

お願いします。

○議長（酒井祥成君） 議会事務局次長三宮佳子さん。

○議会事務局次長（三宮佳子君） 4月より、議会事務局の次長に拝任されました三宮と申します。円滑な議会運営のために頑張っていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（酒井祥成君） これで、定期異動による配置換えを行った職員の自己紹介を終わります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

~~~~~

○議長（酒井祥成君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、5番岡峯久雄君及び16番西原眞衣君を指名します。

~~~~~

○議長（酒井祥成君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

このことにつきましては、過日の5月1日に議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果の報告を求めます。

12番堀本伸一委員長。

○議会運営委員長（堀本伸一君） ご報告いたします。

5月1日午前9時より議会運営委員会を開催して、本日の会期日程について協議をいたしました。その結果、本日1日というふうに決定をしておりますので、ご報告をいたします。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 委員長の会期報告は本日1日であります。

お諮りします。

平成29年第2回臨時会の会期は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 異議なしと認めます。したがって、平成29年第2回臨時会の会期は本日1日間とすることに決定いたしました。

~~~~~

○議長（酒井祥成君） 日程第3、承認第1号専決処分の承認を求めることについて（四万十町税条例等の一部を改正する条例）、日程第4、承認第2号専決処分の承認を求めることについて（四万十町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）、日程第5、承認第3号専決処分の承認を求めることについて（四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）、以上承認第1号から承認第3号までの3議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 承認第1号専決処分の承認を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年3月31日付で専決処分としました四万十町税条例等の一部を改正する条例につきまして、同法同条第3項に定めるところによりご報告すると共に、議会の承認を求めようとするものでございます。

今回の条例改正につきましては、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令が、平成29年3月31日にそれぞれ公布をされ、いずれも原則として同年4月1日から施行されることから、関係する四万十町税条例等の一部を改正する条例の改正が必要となったところでございます。

四万十町税条例等の一部を改正する条例の主な内容でございますが、町民税につきましては、肉用牛の売却による事業所得に係る課税特例及び優良住宅の建築を目的とした宅地造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税特例の適用期限が、それぞれ3年間延長されたこと、軽自動車税につきましては、グリーン化特例の適用期限の2年延長や平成28年に発覚した燃費試験不正問題を受けての賦課徴収の特例を規定したものでございます。また、固定資産税につきましては、耐震改修が行われた認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額を受けようとするものの申告書について規定したものでございます。

続きまして、承認第2号専決処分の承認を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年3月31日付で専決処分につしました四万十町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例につきまして、同法同条第3項の定めるところによりご報告すると共に、議会の承認を求めようとするものでございます。

今回の条例改正につきましては、山村振興法第14条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令が、平成29年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることから、関係する四万十町固定資産税の課税免除に関する条例の改正が必要となったものでございます。

今回の条例改正の内容につきましては、過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部が改正され、固定資産税の課税免除の要件が変更されましたことから、本条例で規定しております課税免除となる業種については、情報通信技術利用事業を除外し、農林水産物等販売業を追加して、適用期限を平成31年3月31日まで延長するものでございます。

続きまして、承認第3号でございます。

今回の条例改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、平成29年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されることから、関係する四万十町国民健康保険税条例の改正が必要となったものでございます。

今回の条例改正の内容でございますが、地方税法施行令の改正に基づき、国民健康保険税の減額の基準につきまして、5割減額及び2割減額の対象となる世帯の所得の基準額の引上げを行ったものでございます。これによりまして、低所得者の負担軽減が図られることとなります。

以上3議案でございますけれども、よろしくご承認いただきますようお願いを申し上げますところでございます。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） 一括議案なので、まず、承認の理由について説明を求めたいと思います。

改正内容の説明資料によりますと、課税免除の対象業種の変更が、情報通信技術利用事業から農林水産物等販売業になっておりますけれども、この改正の背景にある政府の産業振興の施策の反映のあらわれかと、自分は受け取ったんですけど、その辺について説明していただきたいんです。これは、明らかに業種が違っている。情報通信から農林水産物への変更ですよ。だから、政府の産業振興に係る政策の変更を伴っていると思うので、その辺の説明を受けたいと思います。

それと、一括質問、一括答弁なので、その軽減措置ですね。2割、5割の課税対象範囲を広げるための基準額の増額ということになっておりますが、この増額によって、5割軽減あるいは2割軽減を受ける世帯の数がどのくらい増すのかということの把握についてお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 税務課長松田好文君。

○税務課長（松田好文君） お答え申し上げます。

今回は、情報通信技術利用事業がなくなって、農林水産物等販売業が新たに加わったという背景はどうかという質問ですが、過疎地域ですので、あまり全国的に情報通信技術利用事業がなかったというようなこともあって、むしろ農林水産物等の販売業、例えば道の駅のようなものを加えたらという議論等が背景にあって、このような変更になったというふうに承知しております。

次に国保税、2割減額と5割減額についての世帯数がどうなったかということですが、平成28年度については、5割減額の世帯数が652世帯、2割減額の世帯数が401世帯となっております。ただ、平成29年度については、まだ7月課税ということになっていまして、現在作業中ということで把握しておりませんが、乗じるべき金額が5,000円あるいは1万円増えておりますので、多少増えると算定していますが、かっちりした数値はつかんでおりません。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） 二回目の質問をさせていただきます。

作業中であるので、かっちりした数字の把握はないということで、これ以上の質問はい

たしません。

それで、最初の情報通信から農林水産業のほうに指定業種が変わったということに関して、過疎地であるという答弁が最初にありましたけれど、根拠法が、これはもともと山村振興法及び過疎地域自立促進特別措置法第31条なので、過疎地であることは最初からわかっている。過疎地であることを最初に前提として、最初は情報通信が指定されて、それが農林水産のほうに変わったんで、これは明らかに政策の変更だと思います。情報通信といいますのは、要するに過疎地であっても有効なんです。距離を問わないから。ですから、情報通信が入っていたと、指定であった。ところが、今度はそれがやまって、かわりに農林水産というものが指定されたということで、これは明らかな政策の変更ではないですか。過疎は最初から過疎なんで、根拠法を見ればわかります。ですから、今の答弁は、少し何か説明になっていないのかなと、正直申し上げて、思いました。追加答弁を求めます。

○議長（酒井祥成君） 税務課長松田好文君。

○税務課長（松田好文君） お答えします。

情報通信技術利用事業ということでやっていまして、農林水産物等販売業を追加すればいいんじゃないかというような考え方もあろうかと思うんですが、予算的な措置等もございまして、情報通信技術利用事業がなくなったというふうには、個人的には判断しておりません。議員おっしゃるとおり、両方あれば一番良かったのかなというふうには思うんですけど、一応国のほうの考え方として、そういう法律改正がありましたので、それに合わせて四万十町も改正されたものということでございます。

○議長（酒井祥成君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） 両方あれば良かったという意味では、そういう視点での質問ではありません。ですから、過疎振興、過疎地における産業振興における政策の変更かなという視点でお伺いしております。両方あれば良かったではありません。だから、それが情報通信から農林水産のほうにシフトした、移動した背景を伺っております。その背景をどういうふうにつまみ、どういうふうに解釈しているかということなんですけど。これは、町長に答弁していただいてもよろしいかと存じ上げますが。

○議長（酒井祥成君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） ご指名でございますので、私のほうから回答させていただきたいと思っております。

先ほど来、担当課長のほうから、情報通信については、確かに町内での対象者は極めて少ない。皆無かどうかはちょっと確認できておりませんが、この条例提案の中で、全国的にも今、製造販売、6次産業と言われる部分は、国においても推進されております。先ほど担当課長が答弁しましたように、やはり今の産業構造また産業振興の方向性の中では、今、申し上げましたように、販売業のほうが本当に受益がある。また、対象者が多いというように見込んだものであろうというふうに、私自身は推測しておるところでございます。我が町においても、そういったほうが対象者として受けれる受益者が多いというふうに判断をしましたので、今回、条例といいますか、専決処分をさせていただいて、変更を改正したところでございます。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 15番中屋康君。

○15番（中屋康君） 承認第2号の件ですが、質問が16番議員から始まりまして、いろいろ答弁をいただいたんですが、ちょっと私ももう一度違った角度で確認させてもらいたいんですが、要するにこの課税免除要件の改正で、国のほうから情報通信技術利用事業から農林水産物等販売業に仕事替えということであるようですが、この情報通信技術利用事業というのは、コールセンター事業ということで、本町においては対象になるような業種じゃないかなというようなことで、ちょっと事前に調べたことがあるんですが、そのあたりのことについて、このコールセンター事業から、もしそれが該当するものであれば、そういったものであったならば、次は農林水産業としての仕事替えで、本町にかかわる業種というかそういったところは、今、該当があるのかないのか。そのあたりが把握できているかどうかをお伺いしておきたいと思います。

○議長（酒井祥成君） 税務課長松田好文君。

○税務課長（松田好文君） お答えします。

コールセンターの事業については、この条例を利用して対応しておりません。また違うものということになるかと思えます。それから、農林水産物等販売業なんかは、道の駅なんかの一部が対象になってくるんじゃないか。今後、そういうことを始める場合、そういうハード的なものに対して、免除があるということになるかと思えます。

○議長（酒井祥成君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

3番古谷幹夫君。

○3番（古谷幹夫君） 一点だけ、承認第1号の件で、特に肉用牛の課税の特例制度、適用期限が3年間延長ということで変更されるようではございますけれども、以前、私が、100万円以上の売り上げのものが、この対象になっちゃったというように記憶しておりますけれども、その金額のところをまず最初に確認をさせていただきたいと思います。

○議長（酒井祥成君） 税務課長松田好文君。

○税務課長（松田好文君） お答えします。

1頭当たり100万円未満であれば、年間の販売頭数が1,500頭まで所得税や法人税、住民税が免除されるという仕組みとなっております。ただ、交雑種は80万円、乳用種については50万円未満ということで、100万円を超えると対象外ということになっております。

○議長（酒井祥成君） 3番古谷幹夫君。

○3番（古谷幹夫君） 私と逆の解釈をしとったようではございますけれども、ここ近年、うちの肉牛農家で、この特例を受けた方というのはおいでるんでしょうか。その把握について、あれば、お伺いしたいと思います。

○議長（酒井祥成君） 税務課長松田好文君。

○税務課長（松田好文君） 申し訳ありません。何件かということについて、ちょっと把握をしておりますが、一応利用できる農家というのは、農業を営む個人と農地法に規定される農業生産法人に限られております。そのうちで、耕種作物の栽培を行っている畜産農家及び農業生産法人が対象となります。耕種作物というのは、お米とか野菜あるいはソルダムとかイタリアングラスなどの飼料作物などになりますが、四万十町の農家は、ほとんどお米とか野菜なんかをつくっておりますので、ほとんどの農家が対象になると思っております。

○議長（酒井祥成君） 3番古谷幹夫君。

○3番（古谷幹夫君） 把握は十分できていないということではございますけれども、耕種農を営んじゅうということでいきますと、たしかうちの肉牛農家で、専門的な農家は対象にならないということですよ、耕種を営んでなかったら。それとほんで、もう一つ確認をしたいのは、これが例えば卸売市場に出荷されて、そこの証明書が確かないと、申請のときに、その手続を踏まないかんということであったと思いますが、その点についてももう一点だけ最後に確認をさせていただきます。

○議長（酒井祥成君） 税務課長松田好文君。

○税務課長（松田好文君） 肉用牛だけの生産で、飼料を外国から輸入したりして、自分

で何もつくっていない農家については、対象外ということになっております。

それと、販売証明書が、家畜取引法に規定する家畜市場とか農林水産大臣から指定または認定を受けた食肉卸売市場などで売却肉用牛を売却したときは、売却証明書が発行されますので、それを税務申告のときに添付していただければ、免除になる可能性があるということになります。

○議長（酒井祥成君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより承認第1号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第1号専決処分の承認を求めることについて（四万十町税条例等の一部を改正する条例）を採決します。

この表決は起立により行います。

承認第1号を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井祥成君） 起立全員です。したがって、承認第1号専決処分の承認を求めることについて、これを承認することは可決されました。

これより承認第2号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第2号専決処分の承認を求めることについて（四万十町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）を採決します。

承認第2号を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井祥成君） 起立全員です。したがって、承認第2号専決処分の承認を求める

ことについて、これを承認することは可決されました。

これより承認第3号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第3号専決処分の承認を求めることについて（四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決します。

承認第3号を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井祥成君） 起立全員です。したがって、承認第3号専決処分の承認を求めることについて、これを承認することは可決されました。

~~~~~

○議長（酒井祥成君） 日程第6、承認第4号専決処分の承認を求めることについて（平成28年度四万十町一般会計補正予算（第5号））を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 承認第4号専決処分の承認を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により平成29年3月31日付で専決処分に付しました平成28年度四万十町一般会計補正予算（第5号）につきまして、同法同条第3項の定めるところによりご報告すると共に、議会の承認を求めようとするものでございます。

今回の専決処分に付しました平成28年度四万十町一般会計補正予算（第5号）でございますが、さきの議会3月定例会でご審議いただきました平成28年度一般会計補正予算（第4号）の決定後におきまして、ふるさと支援寄附金、いわゆるふるさと納税が増収見込みとなったことから、歳入のふるさと支援寄附金で8,000万円を追加計上すると共に、歳出のふるさと支援基金積立金で寄附金と同額の8,000万円を追加計上いたしております。

これによりまして、寄附金の原資といたしますふるさと支援基金につきましては、平成28年度に12億8,000万円を積み立てる一方、基金の有効活用を図るため、49事業で総額9

億2,900万円余りを取り崩す予定としており、平成28年度末における基金残高は10億8,000万円余りを見込んでおります。

以上の結果、今回の補正額は、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ8,000万円の追加計上となり、これによる累計予算額は、歳入歳出それぞれ167億9,000万円となっております。

ご承認のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（酒井祥成君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより承認第4号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第4号専決処分の承認を求めることについて（平成28年度四万十町一般会計補正予算（第5号））を採決します。

承認第4号を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井祥成君） 起立全員です。したがって、承認第4号専決処分の承認を求めることについて、これを承認することは可決されました。

暫時休憩します。

午前10時06分 休憩

午前10時07分 再開

○議長（酒井祥成君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（酒井祥成君） 日程第7、同意第1号教育長の任命についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 同意第1号教育長の任命について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、教育長の任命につきまして議会の同意を得ようとするものでございます。

これまで、教育長につきましては、議会の同意を得て任命した教育委員の中から選任されておりましたが、今回につきましては、平成26年の法律改正に基づき、川上哲男氏を、いわゆる新教育長として任命しようとするものでございます。

川上哲男氏は、昭和54年に高知県立高知農業高等学校を卒業後、旧窪川町役場臨時職員、そして土地改良区職員として勤務をされ、平成25年5月に教育委員会委員として任命された後、翌年5月に教育長に選任され、現在までの4年間、教育行政に携わっていただいております。また、教育委員として任命される以前には、保育所や小中学校、高等学校など地域での保護者会活動も長年務められてこられたほか、少年補導員として青少年の健全育成に寄与されるなど、教育に関する経験も豊富でありまして、加えまして、氏の温厚誠実な人柄は、教育長として最適任者であると確信するものでございます。

ご同意いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（酒井祥成君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 番橋本章央君。

○1 番（橋本章央君） 教育長の任命について質疑をしたいと思います。

町長は、これまでの実績をどのように評価をして、教育長として任命しようとしているのか。その点についてと、教育委員会制度が変わっていく中で、川上氏の教育理念を、町長はどのように捉えているのか。その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（酒井祥成君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 私の考え方を申し上げたいと思います。

先ほど来ご説明させていただきましたが、ちょうど私が就任前に、教育委員として活躍されておりました。就任後に、皆さん方、それぞれ詳細なところまで承知していないと思いますけれども、人材育成を中心に、やはりこども未来塾という、私にとっては大きな公約を掲げさせていただいて取り組んできたところです。3年間、彼とお仕事をさせていた

だきましたが、ちょうど今、私もあと任期1年を切ったところでございますので、町民の皆さん方とお約束したことをしっかり遂行しなきゃならんという大きな責任の面から、そして早くから言われておりました。県のほうも言われていましたが、ふるさと教育という言葉が従来からあったところですけども、もう少し踏み込んだ地域の中での教育をしたいというようなことで、私の人づくりの中でのこども未来塾という、言えば想定もございましたので、だんだんにもう何回の会議を重ねてやってまいりました。対等に、総合教育会議の中では、私の執行部といいますか、町長と教育委員会の中で議論させていただくというのが、公式に認めた場でございますけれども、それ以前にその準備段階であったり、様々な機会を捉えて、彼の仕事ぶり、そしていろいろなことで、第1期3年間でございましたので、確かにいろいろなで言えば、ご意見もあると思いますけれども、私も自分の責任、公約がございますので、向こう3年間は、今一番大事な時期と認めておりますので、彼に託したいというふうに、私の一番の人づくりの方向性の中は、彼が一番承知をしているというふうに確信しておりますので、加えて彼の様々な誠実な部分を評価して、今回、同意として同意承認の提案をさせていただいたところです。

もう一点でございますけれども、彼の今までの、私の考えていたのが、今申し上げたところで大体理解していただけるかどうかはちょっとわからんですがですけども、彼に対して、本当にこれからは大事な時期、皆さん方、子どもが少なくなつて、非常に貴重な子どもたちをいかに進めていくかということは、本当に大事な時期でございますので、国の今回の法律改正の趣旨をしっかりと自分も認識させていただいて、やはり教育長の一つの指揮命令系統の中で、それぞれ教育委員会の委員ともども、今の現状の活性化に努めていただけるという確信を持って、今回、同意議案を出させていただいたところです。

とりあえず答えになっていないかもしれませんが、私の思いはそういうことで、今回お願いしたところでございますので、ご理解のほどをよろしくお願いしたいと思います。

○議長（酒井祥成君） 1番橋本章央君。

○1番（橋本章央君） 今回、教育委員会制度が大きく変わっていくわけですけども、それについて、その中でなぜ必要かと感じられる部分に、教育委員会の審議の活性化とか、いわゆる情報を表に出す公開とか、様々な今まであった課題が解決するための法案となっております。これについて、町長は、教育委員会の改革についての考え方について、教育委員会の審議の活性化について、どのような取組をしてくれると期待をしております。

か。その点について、具体を教えてくださいと思います。

○議長（酒井祥成君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） お答え申し上げます。

今も先ほどちょっと申し上げましたけども、私に許されておるのは、総合教育会議の中で、公式的にご意見を申し上げる機会をいただいております。その会議は、これまで確かに改正法ができて、年に1回の会議になっておりました。ただ、今、それぞれだんだんに体制も整ってきましたので、今後は複数回にわたって様々な議論をしながら、私の公約も含めての実現に向けて取り組んでいきたいと思います。ただ、私自身がちょっと教育委員会の会議の中に直接、総合教育会議以外では参加させてもらったことは、今のところないです。ただ、今まではそういった教育委員会制度でございましたので、詳細にその進行の内容とか、確かに議事録を見てないです。ちょっとよう見ておらんということですので、内容については、一定教育長等々の報告で承知をしておりますが、やはり今後は一つのしっかりした方向性の中で、教育委員また今回の特別職に位置付けられております教育長としっかり議論をさせていただくと。その方向性の中で、総合教育会議の中で、私もしっかりご意見を申し上げる機会をさらに増やしていきたいと思っておりますので、そういったことで、今後の教育行政については、私なりの努力をしていきたいと考えております。

○議長（酒井祥成君） よろしいですか。

11番下元昇君。

○11番（下元昇君） 私も一点だけお伺いをいたします。

今回は、国の法律の改正によって、直接、首長である町長のほうが、いわゆる任命者となって教育長を任命するというので、これまでの教育委員の中から互選で教育長を選ぶという、そういった組織から町長が任命権者になるわけです。こういった場合、国のほうなんかでも、よく最近国会のほうでも、閣僚大臣がいろんなことがあったら、その場合に、いわゆる任命権者の責任というのが問われております。そういったことで、私が今1番議員からの質問の中で、教育委員会を今後どんなふうに変えていくか。そういったところを期待しての任命というのは答弁いただきましたけれども、いわゆる任命権者としての町長が、今回、今の教育長を再任ということで任命しようとしておりますけれども、川上哲男氏を教育長として任命するに当たって、任命権者としての町長の考えをお伺いをしたいと思います。

○議長（酒井祥成君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 提案理由のご報告でも申し上げました。そして、今、橋本議員の質問にもお答えしましたけども、やはり私としては、この4年間の中で、どうしてもやるべきことがあるということで、ここにありますけれども、この私の公約に基づいて粛々とやってきました。その中で、今、この時期に新たにということは、毛頭、今の仕事ぶり等々を拝見させても、確かに私もそうですし、それぞれ皆さん方もそうですけども、やはり足りない部分というのは、人間あります。今回は、新たに新教育長という特別職の教育長になって、教育委員長を兼ねる。今までの従来の体制の中で兼ねるということでございます。今回の改正の目的においては、教育委員のチェック機能ということが書かれています。ですから、教育委員においては、今後、例えばじきじきに、今の我が教育行政の中で本当に必要な方に私はお願いをしていきます。ただ、先ほど来申し上げておりますように、私も多くの皆さん方のご支援をいただいてやっておりますので、今、この時期に、私をしっかり理解していただいている、この3年間で蓄積した私の方向性を理解してもらっておる彼を替えるわけにはいきません。ですから、そういった思いでしっかりやっていきたいと思う。ただ、彼が、今回ご承認いただいた後に、様々なご意見があれば、私が直接任命権者として彼を、こんな言い方は悪いですけども、指導していきたいと思っております。ですから、今回の同意議案は、私のそういった覚悟を持ってやっておりますので、それぞれ事前に、皆さん方に詳細なことは報告させてもらっておりませんでしたけども、私の公約実現のために、今回の同意議案は、このとおりに提案させていただいて、とにかくご理解をいただきたいというふうに思うところです。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 11番下元昇君。

○11番（下元昇君） 町長の答弁をいただきまして、気持ちもわかりましたけれども、とにかく任命権者として、残り1年を切っておりますけれども、今回は中尾町長のほうから川上哲男氏を教育長として任命するわけですから、責任を持ってやっていただきたいということを申し上げまして、質疑を終わります。

○議長（酒井祥成君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） この同意第1号については、任命権者の中尾町長にお伺いいたします。

私は、中尾町長が、先ほどの答弁の中で、議事録は見ていないとおっしゃったことに、ちょっと驚きました。1番議員橋本議員も言われたように、教育委員会をこれからどうす

るのか。教育の執行方針を決めるところは教育委員ですよ。ですからこそ、中尾町長は総合教育会議での発言の場しかないとおっしゃった。それは認めてらっしゃるということですよ。教育委員会の議事録の実態についてです。これは間違っていたら指摘してください。私が把握している限りでは、ホームページに掲載されております、定例会の議事録は、でも、委員名がありません。事務局、委員、事務局、委員でございます。中尾町長は議事録を見ていらっしゃらないので、ひょっとしたら、それも御存じないかもしれません。でも、教育委員が教育委員会の場で発言されるときに、どなたがどういう発言をしているかによってしか、その方の教育委員としての資質ははかりようがないんです。毎回傍聴に行くわけにもまいりません。私は、この件に関して、実に川上さんに見解をお聞きしたこともございます。ただ、やっぱりそれが必要だという見解は、残念ながらお持ちではなかった。中尾町長、いかがですか。教育委員の教育長ですけど、その自分のご自身の発言によって認識を問われるのは当然のことではないでしょうか。議事録のありようも含めて、その辺の見解を聞かせていただきたいと思います。教育委員の教育委員としての発言にお名前がない。そしたら、検証しようがないです。

○議長（酒井祥成君） 教育長の任命についての質疑にしていきたい。

16番。

○16番（西原眞衣君） それであれば、地方教育行政の組織と運営に関する法律の改正に伴って、今回の任命議案ですよ。今までの信頼関係、方針の理解とおっしゃった。そうしたら、今までのあり方が任命の理由になっているはず。今までは、川上教育長は教育委員の1人であり、あった時点でのことを聞いている。つまり、議事録に教育委員名がない議事録をホームページで公開している。議事録を見てらっしゃらない中尾町長は、教育委員の資質をどうやってお知りになるわけですか。その観点でお伺いしているので、教育委員であった川上哲男氏、そして今回、新教育長に任命されようとしている川上哲男氏の評価にこれはつながることであり、無関係なことではないと私は存じ上げます。

○議長（酒井祥成君） 答弁できますか。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 今、16番議員が申し上げましたが、教育委員では現在ございません。3年前から教育長ということで、私とのやり取りの中で、彼の性格、方針、そういったことは評価をさせていただきました。先ほど来、確かに教育委員、ことごとく私は見ていないです。ただ、それは教育長の報告であったり、様々な教育や事務局の報告であった

りしていますので、私も本当に勉強不足と言えば指摘されますけども、全部の会議記録はよう見てないです、実際のところ。ですから、そういったところは折に触れて、事務局のほうから、また様々な部分で情報をいただいております、特に彼との議論の中で、協議の中で、彼を評価させていただいたところでは、

ただ、先ほど来申し上げておりますように、しっかりそれを評定点で評価したというものではございません。ただ、そういった会議を通して、これからも言うべきことはさらに踏み込んで言わせていただければいい場を使ったり、さらには、先ほど下元昇議員が申し上げましたように、任命責任者として、私のほうからもっと突っ込んだ話は今後していきたい。また、そういったことで、彼を本来この新教育長としてふさわしい人間になるように、言い方は悪いですけども、ともに育ち上げたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 暫時休憩します。

午前10時24分 休憩

午前10時24分 再開

○議長（酒井祥成君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

町長の訂正を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 私の先ほど申し上げたことで、ちょっと足りない部分があったということで、ご訂正もさせていただきたいと思いますが、教育長の任務と申しますか、今の位置付けでございますけれども、旧法と申しますか、改正前では、教育委員、これは一般行政職のあれも持ちながら、教育長としての任務も持っておるということでございまして、教育委員でないという表現でしたけれども、その両方を兼ねた役職であるというふうに理解していただければと思います。改正法の中でも、そういうように規定をされております。新法では、新たに特別職としての位置付けの教育長と、これが新教育長ということでございましたので、混乱差し上げましたけれども、以上で、そういったご理解いただければと思います。

○議長（酒井祥成君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） 今の町長の答弁の訂正によって、私の事実誤認ではなかったと思っております。それで、私が言いたいことは、教育委員としての資質と教育長としての資質は、密接に連関するものであります、教育行政を担う立場。ですからこそ、議事録に事務局、

委員、事務局、委員という形式の議事録を、教育長川上氏はそのことを容認されていたわけですが。そのことに問題意識を持っていらっしやらなかったことに対して、中尾町長は、2人だけの議論とおっしゃいましたが、2人だけの議論ではなく、誰もが検証できる場での議論です。傍聴ができ、ホームページで見、誰もが検証できる場での議論において、委員名がなければ、その方の教育委員としての発言によって、その方の見識を何人も問えない。そのことに関して、どうお考えになるかを、私はこの任命に関して、資質の見る視点としてお伺いしたい。

○議長（酒井祥成君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） お答え申し上げます。

確かに傍聴ではどなたが意見を申し上げた、ようわかりますよね。ですから、私は、その意見は十分に協議する意見だと思えます。ただ、町の中で、様々な委員会がございますので、その辺が不均衡にならないように、ちょっとこれは今後のこの方の、例えば特に教育委員というのは、様々な資質を、先ほど16番議員が申しあげましたように、評価をしなきゃならん部分も住民としてもございますので、これは、私としては、一定公表してもいいかなというふうに思っておりますが、今後、そういった会議の場で、不均衡といいますか不均一な情報公開といいますか、議事録の公開にならないように、協議を引き続きさせていただいて、そのご意見は真摯に行政現場、執行部の現場にも反映していきたいと考えております。

○議長（酒井祥成君） ほかに質疑はありませんか。

3番古谷幹夫君。

○3番（古谷幹夫君） だんだんと質問が出されましたので、私も一点だけ。

と言いますのは、非常に制度が変わって初めての教育長、さらに町長の任命ということで、非常に大事な機会やというように思いますので、一点だけ具体的な確認の点も含めた質問をさせていただきます。

向こう3年間、非常に教育については重要な時期ということ、町長も認識されて、発言もされましたけども、特に教育の2020年問題というのが、中教審の答申によって出されておるわけですし、今までの学校指導要領が大幅に変わっていきこうという、それに向けての3年間ということ、非常に重要な時期での任命ということになるわけですが、この教育の2020年問題について、川上氏との任命に当たってやり取りなり意見なり、そういったことを当然意見交換なりされておると思っておりますので、その点について、一点だけ紹

介をいただきたいと思います。

○議長（酒井祥成君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） お答え申し上げたいと思います。

これまでの議論の中で、特に今の中学3年生が大学入試の関係、これは本当に真剣に議論すべきだということで、確認はしたところです。ただ、教育委員会義務教育課程の中では、なかなかそういった全体的な総合教育というか、なかなか応えられないということで、今、先ほど自己紹介させていただきましたが、人材育成推進センターと共にやっております。その中で、教育委員会のやるべきこと、そして推進センターのやるべきことを●つなげるということで、既に教育長ともども、政策監と協議もしながら、特に一例を挙げさせていただければ、2020年問題は今の中3の子どもたちが大学入試というものをしっかり理解をしてやっていくというのが、正に一つの代表的な例だと思いますので、今後は、もっとそれを詳細に、そうすると、どうやってこの四万十町の教育委員会の中でそれに向かってどう対応していくのかということが中心な話になってくると思います。

それに加えて、従来から言われておりましたふるさと教育というのを、しっかりそれに加えながら、本当に子どもたちがこの町を好きになってもらう。私は、それを、好きか嫌いとか、知っているか知っていないかという評定をしたら、あまりいい得点が、今の子どもたちはとれないだろうというように思っています。ですから、それは私たちの責任でございますので、そういった分もしっかり意識していただきながら、新たに3年間、とりあえず私とは1年間でございますけれども、今の段階では3年間の中で、彼にそういった方向性をしっかり判断していただいて、加えて私たち執行部のほうからも、教育会議を通して、本当にこれについては、厳しい意見もあると思いますけれども、そういった観点からご意見もさせていただきたいと思います。

○議長（酒井祥成君） 3番古谷幹夫君。

○3番（古谷幹夫君） 一定承知をいたしました。

町長のほうもふるさと教育という言葉が言われましたけども、私も一般質問の中で、地元学の提唱ということで投げかけた経過もあります。そののところも、是非今後の町の教育行政の中に、町長のほうもしっかりと位置付けてもらいたいというように一つは思いますし、また中教審の中で、従来の教育方針から全く違った新しい取組とか対応、いわゆる一般的にはアクティブラーニングというような表現もされておるような課題もあるようですけれども、やっぱりそういったところを、これからこの四万十町の教育行政の中で、しっ

かり反映させていく、方向転換をしていくということも含めてやと思いますけども、そういった点での町長の任命責任の部分により期待を申し上げまして、質問は終わります。

○議長（酒井祥成君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより同意第1号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより同意第1号教育長の任命についてを採決します。

四万十町八千数157番地イ号、川上哲男君を教育長に任命することに同意する諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井祥成君） 起立多数です。反対者、西原真衣君。したがって、川上哲男君の任命について同意することは可決されました。

暫時休憩します。

午前10時33分 休憩

午前10時46分 再開

○議長（酒井祥成君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（酒井祥成君） 日程第8、同意第2号教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 同意第2号教育委員会委員の任命について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案につきましては、本年5月11日に任期満了となる教育委員会委員谷脇健司氏の後任として、宮崎正行氏を任命しようとするものでございまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めようとするものでござい

ます。

宮崎正行氏は、昭和50年に立命館大学産業社会学部を卒業後、昭和54年に窪川町立窪川小学校教諭として奉職をされ、その後、主に高岡郡内の小学校で教員として16年間、教頭として3年間、さらに平成10年からは校長として12年間勤務され、平成22年3月に四万十町立丸山小学校の校長を最後に退職されるまでの31年間にわたり、教育現場で活躍されてまいりました。教育に関する経験が豊富であり、また氏の温厚誠実な人柄は、教育委員として最適任者であると確信するものでございます。ご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒井祥成君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 番橋本章央君。

○1 番（橋本章央君） 一点質問したいのですが、この根拠法令の中の第4条の5項に書かれている地方公共団体の長は云々にずっと書いた後の、委員に職業等著しい偏りが生じない配慮をすると、このように書かれております。これにちょっとだけ触れる懸念もあるがじゃないろうとかそういう思いもありますし、もう一つ、委員のうちに保護者である者が含まれるようにしなければならないとありますが、この点について、この要件を満たしておるのか。その点について答弁願います。

○議長（酒井祥成君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） そういった観点からの今回の教育委員の選任も、十分視野に入れた選任案件でございます。その職域についても、さらにそういったところで、今後、来年に向けて3名更新といいますか、また委員の任命をしなきゃなりませんので、そういったところでも配慮していきたいとは考えております。

保護者が規定されております。今、現委員の中に養育されておる方が入っておりますので、その基準については問題ないというふうに思っております。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 1 番橋本章央君。

○1 番（橋本章央君） この委員のうちの保護者という部分ですが、あえて根拠法令に委員のうちの保護者を入れなければならないというふうに書かれておるということは、その自治体の中の保護者で、四万十町で言えば、町内の学校に通う子どもを持つ保護者と解釈

すべきではないか。そのほうが、あえてここでそううたった意味があるんじゃないかと思うんですが、その点についてはどうですか。

○議長（酒井祥成君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 私もそこまで想定してはおりませんでした。あくまで養育する子どもさんがおるといことが範囲の中で、最後にはその人物でございますので、そういった観点からでの任命でいだろうというふうに考えておりますので、町内の学校に通っていなければならないようなことは、今のところ考えておりません。

○議長（酒井祥成君） 1番橋本章央君。

○1番（橋本章央君） 今後、学校教育についてきめ細かな取組や、あるいはどういう対応をされておるといことをきめ細かなことを知っていく上では、町内の学校へ通う保護者の方を委員に入れていくということも積極的にやっていくべきと考えますが、その点について町長の見解はどうでしょうか。

○議長（酒井祥成君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 今後のことを聞かれましたので、ちょっと答弁しにくいところもありますけども、やはりしっかりしておかなきゃならんと思います。今後は、本当にそういった方も必要だと思います。小中学校において、そういった養育をされておる保護者を選任するというのは、私もそういった方向で同感でございますけども、教育委員会の中でも、今、学校訪問であったり、様々な部分で学校の状況把握はしておるところでございますので、それをもっと活性化をさせていただきながら、そういった視点からもまた教育委員の任命については、今後配慮していきたいと考えております。

○議長（酒井祥成君） ほかに質疑はありませんか。

16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） やっぱり教育委員の人選のあり方にかかわることなんですけど、保護者が、所管で言う町内の小中学校に在籍する児童・生徒を持っておるといことよりも、むしろ私は大切なのは職業の偏在を排除することだと思います。それで、やっぱり公金で運営されている以上、公教育というのは公のものであるので、やはり率直に申し上げて、学校退職者に偏りがちである傾向があろうかと存じ上げます。そうすると、それなりの弊害も生まれてくるんじゃないかと。その辺に関しての町長見解を伺いたいと思います。退職者はその職業の経験者であり、その職業経験が見識の中に構築されていることは間違いありません。退職されたからといって、そのことから免れ得ないという視点から

の多様な職業ですよね。学校退職者の方に偏りがちであるのではないかのほうが、私はむしろ保護者が町内の児童・生徒ということより重要な視点ではないかとは私は思いますが、それに関する町長見解を伺いたい。

○議長（酒井祥成君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） これもお答えしたいと思います。

正に16番議員が申し上げたように、職域とか様々な部分で、年齢も含めてで広範囲から選抜するべきだと思います。ただ、今回は、ちょうど教育委員の任期がずれておりました、今、非常にそういったことも指摘されますけども、今後においては、そういったこともしっかり制御しながら任命していきたいと思いますので、偏った教員だけということではないような方向性で、今後のことですが、考えていきたいとは考えております。

○議長（酒井祥成君） 16番西原真衣君。

○16番（西原真衣君） ちょっと疑問に思いましたのは、今回がずれているんじゃなくて、教育委員の任期は常にずれております。それは、何か理由にはならないのではないかと。もう一つ踏み込んだ答弁を。

○議長（酒井祥成君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 今回はでなくて、ずれております。ですから、今回の任命についてということでご理解いただけたらと思います。任命した時点では、そういったことになっておりますけれども、今後においてはしっかり配慮していくということがございます。

○議長（酒井祥成君） 16番西原真衣君。

○16番（西原真衣君） 今の答弁を聞きまして、常々思うことは、学校現場を知っている方という選任が非常に幅広く行われている。これは、教育委員だけではございません。学校現場を知っている方であれば、非常に任命しやすいし、承諾の機会も承諾を得られやすいというような背景があろうかと存じ上げます。でも、重ね重ね申し上げますのは、公教育というものは公金によって運営されているものである以上、これは社会全体のものであります。ですからこそ、多様な職業、多様な立場の方の意見が、教育行政に反映されることが望ましい。その一点において、中尾町長の最終的な答弁を。

○議長（酒井祥成君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 確かに偏っておるといってご指摘でございますが、私は偏っておるようには考えておりません。今後においても、幅広い職域または年齢構成、経験から選任してまいりたいと思いますので、確かに今この時点では、中学校の教員が2名在籍するよ

うになります。しかし、先ほど来申し上げましたけども、教育改革もございますし、彼の31年間のそれぞれの教諭、教頭、校長としての今までの実績というのは、今後の教育の方向性を決める中で必要だというふうに考えておりましたので、今回の選任をさせていただいたところです。

以上です。

○議長（酒井祥成君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより同意第2号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより同意第2号教育委員会委員の任命についてを採決します。

四万十町香月が丘8番56号、宮崎正行君を教育委員会委員に任命することに同意する諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井祥成君） 起立多数です。反対者、西原真衣君。したがって、宮崎正行君の任命について同意することは可決されました。

暫時休憩します。

午前10時57分 休憩

午前10時57分 再開

○議長（酒井祥成君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（酒井祥成君） 日程第9、同意第3号固定資産評価員の選任についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 同意第3号固定資産評価員の選任について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、固定資産評価員として松田好文氏を選任しようとするものでございまして、地方税法第404条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めようとするものでございます。

松田好文氏は、平成7年度から平成11年度までの5年間、旧窪川町税務課職員として、また平成19年度から平成23年度までの5年間は本町税務課副課長として勤められ、本年4月からは税務課長として税務行政に携わっておりまして、固定資産評価員として最適任者であるというふうに確信するものでございます。ご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒井祥成君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

同意第3号議案につきましては、質疑・討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） ご異議なしと認めます。したがって、同意第3号議案につきましては、質疑・討論を省略することに決定しました。

これより同意第3号固定資産評価員の選任についてを採決します。

四万十町中神ノ川120番地、松田好文君を選任することに同意する諸君の起立を求めます。

〔同意者起立〕

○議長（酒井祥成君） 起立全員です。したがって、松田好文君の選任について同意することは可決されました。

暫時休憩します。

午前10時59分 休憩

午前10時59分 再開

○議長（酒井祥成君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（酒井祥成君） 日程第10、議案第40号四万十町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第40号四万十町個人情報保護条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

本条例改正につきましては、平成27年9月9日に公布されました個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が、本年5月30日から施行されることに伴うものでございます。

今回施行されます主な法律改正の内容につきましては、特定個人情報の提供の制限が例外事項の追加により緩和されたこと、情報提供ネットワークシステムの使用に関する準用規定が追加されたこと等となっております。本条例で定義しております情報提供等記録につきまして、法に合わせて準用する場合を含むとする改正を行おうとするものでございます。

ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（酒井祥成君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第40号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第40号四万十町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第40号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井祥成君） 起立全員です。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（酒井祥成君） 日程第11、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

議会運営委員長から提出されました申出書のとおり、これらの事件を閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） ご異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長から提出されました申出書のとおり、これらの事件を閉会中の継続調査に付することに決定しました。

ただいまから暫時休憩します。

午前11時02分 休憩

午前11時04分 再開

○議長（酒井祥成君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで平成29年第2回四万十町議会臨時会を閉会いたします。

午前11時04分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

四万十町議会議長

平成 年 月 日

四万十町議会議員

平成 年 月 日

四万十町議会議員